

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく
集成材の日本農林規格の改正について

下記のとおり、集成材の日本農林規格を改正する予定ですので、お知らせ
します。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
集成材の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
集成材
- 3 趣旨及び目的
集成材の日本農林規格について、建築基準法に基づく告示が公布・施行さ
れたことに伴い、表示の内容を見直す。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
T E L (0 3) 6 7 4 4 - 2 0 9 6
F A X (0 3) 6 7 4 4 - 0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後